

京都市交通局特例監理技術者運用基準

制定 令和3年9月17日

(目的)

第1条 この基準は、建設業法（以下「法」という。）第26条第3項ただし書の規定の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(要件)

第2条 特例監理技術者（法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たす2つの工事を兼任することができる。

- (1) 京都市内で施工するものであること。
 - (2) 国、地方公共団体、地方独立行政法人法に基づく地方独立行政法人（公立大学法人を含む。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益法人、地方道路公社法に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社又は国立大学法人法に基づく国立大学法人が発注したものであること。
 - (3) 通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制の応急処理工や緊急巡回等が必要な工事をいう。）でないこと。
 - (4) 予定価格（京都市交通局以外が発注する工事にあつては、契約金額）が2億円未満であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、技術的難易度が高いため、兼任することが適当でないと認められる工事については、特例監理技術者の配置を認めないものとすることができる。

附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。